

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人れしーぶ
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月17日・18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>(総評)</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の指摘事項と同様の指摘事項が多数あるので、改善に向けて真摯に取り組むこと。 事務処理について、チェック機能が不十分であるので、内部牽制に配慮した管理運営体制を整備されたい。 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>定款第1条に現在実施している社会福祉事業が規定されていなかった（障害児相談支援事業）。</p> <p>また、定款第28条にデイサービスセンター・グループホームで使用している建物（地域福祉拠点施設れしーぶ）が基本財産として規定されていなかった。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p>（法第31条第1項、定款第1条、第28条及び第39条）</p>	<p>今後定款変更の事案が生じたときは、速やかに定款変更の事務手続を行うことを徹底する。</p>
<p>2</p> <p>評議員会及び理事会の議事録について、誤字等の不備が見受けられた。また、理事会議事録について、理事会を欠席した理事及び監事が署名しているものがあった。</p> <p>については、法人の議事録は、対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、法令及び定款に基づき、適切に記録された議事録を作成すること。また、定款第27条第2項の規定に基づき、当該理事会に出席した理事及び監事が議事録に署名し、又は記名押印すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（定款第14条及び第27条）</p>	<p>議事録の誤字や署名の不整合があるものを修正し、再度議事録を作成した。今後は、法令及び定款に基づき適切に記録された議事録を作成する。</p>

3	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>本部による日程調整が不十分であったため、今後は適正な運営に努める。</p>
4	<p>理事及び監事の候補者について、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>ついては、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認を行うこと。</p> <p>(法第44条第1項により準用される第40条第1項、第44条第6項及び第7項、規則第2条の10及び第2条の11)</p>	<p>特殊な関係に該当しないか等の確認書類の内容に基づいて確認を行った。今後は、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認を行う。</p>
5	<p>監事について、理事会を欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>本部による日程調整が不十分であったため、今後は適正な運営に努める。</p>
6	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、在任する監事の同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておく。</p>
7	<p>業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>ついては、定款第17条第3項の規定に基づき、業務執行理事は、毎会計年度に</p>	<p>令和元年12月26日に開催した第4回理事会において業務執行理事の執行状況を報告した。今後は、定款第17条第3項の規定に基づき、理事会を開催する場合、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、業務執行理事の自己の執行状況を報告する予定であ</p>

	<p>4 か月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>る。</p>
8	<p>建築工事の入札について、計 3 回の入札を行ったが全ての入札参加者が予定価格を上回る金額であったとして、3 回目の入札において最低価格を提示した者と随意契約を行っていたが、見積書を徴することなく協議により落札決定し、契約を締結していた。また、当該入札において、複数の役員等による立会が行われていなかった。</p> <p>については、再度の入札に付し落札者が不在の場合で、随意契約による場合は、通常の随意契約と同様に業者から見積書を徴し、当初設定した予定価格の範囲内の金額を提示した時に契約を締結すること。また、入札を行う場合は、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員が立ち会うこと。なお、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当である。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(入札通知 1 (3) カ、徹底通知 5 (2) ウ、経理規程第 69 条第 2 項)</p>	<p>今後は、入札通知 1 (3) カ、徹底通知 5 (2) ウ、経理規程第 69 条第 2 項に基づき、適正な事務手続により見積書を徴して随意契約を行う。</p> <p>また、入札の立会についても、監事や、複数の理事及び評議員、町職員が立ち会い、適正な入札を行う。</p>
9	<p>競争入札が必要であるにもかかわらず、随意契約により契約を締結している事例があった。また、同契約において、理事会の承認を得る必要があるにもかかわらず、理事会の承認を得ていなかった。</p> <p>については、経理規程第 69 条第 1 項第 1 号に定める金額を超えるものについては、競争入札により契約を締結すること。また、事務決裁規則第 2 条に定める理事長の専決事項以外の契約については、理事会の承認を得て行うこと。</p> <p>(経理規程第 67 条、第 68 条及び第 69 条、事務決裁規則第 2 条)</p>	<p>競争入札に付する金額について令和 2 年 3 月 19 日に開催した第 6 回理事会で「理事長専決規程」及び「経理規程」の改正案を提出し、承認を得た。</p> <p>今後は、適正な入札を行う。</p>

10	<p>相談支援センター拠点区分の拠点区分事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じていないにもかかわらず、積立金が積み立てられていた。</p> <p>については、当該余剰の範囲内で積立金を積み立てることができるものであるため、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19、パプコメ No.134)</p>	<p>当期末繰越活動増減差額に余剰が生じていないにもかかわらず、積み立てられていた積立金を令和元年度決算時までに修正し適正に処理を行い、理事会、評議員会で承認を得る予定である。</p>
11	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 借入金明細書について、役員等からの長期借入金があるにもかかわらず、役員等長期借入金の区分を新設していなかった。</p> <p>② 全ての拠点区分の引当金明細書に退職給付引当金が記載されていなかった。</p> <p>③ つばさ拠点区分の積立金・積立資産明細書について、設備等整備積立金及び設備等整備積立資産の当期増加額の金額欄に誤った額を記載していた。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25)</p>	<p>① 決算時までに役員等長期借入金の区分を新設する。</p> <p>② 決算時までに拠点区分の引当金明細書に退職給付引当金を記載する。</p> <p>③ つばさ拠点区分の積立金・積立資産明細書について、設備等整備積立金及び設備等整備積立資産の当期増加額の金額を正しく記載するように修正を行い、理事会、評議員会で承認を得る予定である。</p>